

家畜防疫互助基金支援事業に加入しましょう！

－ 鳥インフルエンザの発生に備え －

平成12年、豚コレラワクチンの全面中止に合わせ、万一の発生に備え、本事業が創設されました。現在、対象となる家畜伝染病は、口蹄疫、牛疫、牛肺疫、アフリカ豚コレラ、豚コレラ、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザとなっています。

平成30年4月1日から平成33年3月31日までの3年間を事業実施期間とする第7期家畜防疫互助基金支援事業が引き続き実施されています。

高病原性及び低病原性鳥インフルエンザについては、一般社団法人日本養鶏協会 <https://www.jpa.or.jp/prevention/index.html> が事業実施主体です。当初、鶏だけが対象でしたが、平成21年にうずらが対象に加えられ、平成29年にはあひる、きじ、ほろほろ鳥、七面鳥及びだちょうが追加されました。

加入手続きがまだ済んでいない方は、早めの契約をお願いします。

第6期に未加入だった方、特に追加された家きんを飼養されている方、または加入していたけど関係書類がお手元にない方、本県の問い合わせ先は、一般社団法人愛知県養鶏協会、電話0532-61-3185です。